

◇ 多層甲板船の場合の加算額

清水水先人区水先人会

基本額の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額に加算する。

加算割増率は次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

K 加算割増率であって負の値の場合は0とする
L 船舶の長さ(メートル)
T 総トン数(1,000トン以下の場合は1,000トン)

附則(1) この省令は昭和59年7月7日から施行する。

(2) この省令施行の際、現にしている水先に係る水先料については、なお、従前の例による。

参 考

多層甲板船に対する加算割増率の計算

<例> 総トン数(T) 10,000トン 喫水9.30メートル 長さ(L) 180メートルの場合

(1) 通常水先料

入出港料金 69,840円

(2) 多層甲板船の場合の水先料

(イ) 加算額の計算

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} \times 180^3 - 10,000 \times 1.2}{1,000}$$

K=8.4

加算割増額=1,228×8.4

=10,315

(ロ) 合計水先料(通常水先料+ 加算割増額)

69,840 + 10,315 = 80,155

(備考)

夜間水先の場合は、(ロ)の金額の100分の150となる。

消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の5%になる。

ただし、免税となる取引には適用しない。